

# 「上石津中学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月 1 日 策定

平成 28 年 4 月 1 日一部改定

平成 28 年 11 月 1 日一部改定

平成 29 年 10 月 1 日一部改定

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法：第 1 章第 2 条）

<心理的又は物理的な影響を与える行為>とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理されたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (2) いじめの問題に対する学校としての基本的な構え

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与える。時には、生命や身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。

いじめを単なる仲間同士のトラブルと軽く考えることなく、人権にかかわる問題としてとらえて対応するため、いじめ防止の基本的な方針を定める。

- ① いじめはどの学級にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、誰もが被害者にも加害者にもなりうるという認識をもつ。
- ② いじめは人間として絶対に許されないという認識を一人一人がもち、「上石津中学校人権宣言」に基づいて、いじめを許さない校風を創り出す。
- ③ いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくいという認識に立ち、いじめの早期発見に努め、「いじめは絶対に許さない。教職員はいじめられている生徒を全力で守ります。」という強いメッセージを発し続ける。
- ④ いじめ防止のため、教職員や仲間との信頼関係を構築し、規律ある授業づくり(学びの基礎)や集団(学級)づくりをする。
- ⑤ いじめ事案の情報をつかんだ場合には、迅速に事実を明らかにし、教職員間で情報を共有するとともに、毅然とした対応と粘り強い指導を継続する。
- ⑥ 地域や関係機関と連携に努め、必要に応じて専門家の協力を求める。
- ⑦ 「いじめ解消」の定義を踏まえ、3ヶ月以上いじめの行為が止んでいたとしても、いじめが解消したと判断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

#### ※ 「いじめ解消」の定義

少なくとも次の2つの要件が満たされていること

○いじめにかかる行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること

○被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人、保護者との面談を通じて確認する）

## 2 いじめ未然防止のための組織

(1) 学校内に「いじめ防止対策委員会」の設置

(2) 委員会のメンバー

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・当該生徒の在籍する学級担任・教育相談担当  
・スクールカウンセラー・特別支援コーディネーター

※必要に応じて 関係職員 (大垣市教育委員会・大垣市いじめ等サポートチーム  
・市顧問弁護士 等)

教職員以外 (保護者代表、学校評議員、主任児童委員 等)

(3) 委員会の役割

①いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための方策の推進と見直し

- ・教育相談体制の把握と助言
- ・保護者や地域への啓発活動の計画と実施

②いじめ発見時の初期対応と事実関係の掌握、再発防止の具体策の検討

③全校体制のコーディネート、外部視点での客観的意見の提示

④いじめ未然防止のための職員研修の実施

## 3 いじめ未然防止のための方策

(1) 上石津中学校人権宣言を核とした自治的な生徒会活動を展開し、仲間とささえ合い、いじめのない学校づくりに努める。

(2) 相手を尊重した「聞き方・話し方」の授業を実施し、規律ある授業づくりをする。

(3) 生徒を価値付ける場面をできるだけ多く設定し、自己肯定感を高める。

(4) 仲間とかかわり仲間のよさを認め合い、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう学級経営を充実させる。

(5) いじめや暴力、差別や偏見について考える取組を通して、常に自分たちの姿を振り返る。

(6) 携帯やスマートフォン、PC 等の使用について、生徒と保護者への啓発を繰り返し実施する。

## 4 いじめの早期発見・早期対応のための方策

(1) 毎月「生活ふり返り表(心のアンケート)」を実施し、小さなサインも見逃さないいじめ認知に関する意識を高める。

(2) 受容的かつ共感的な態度で教育相談を実施する。(定期テスト1週間前・学級の日)

(3) 学級担任は「タイム(生活記録ノート)」から生徒の状況を把握する。(毎日)

(4) 問題の兆候を捉えたら、教師間で速やかにきめ細かい情報交換を行い、情報の共有化を図り、組織的な対応を心がける。(随時)

(5) 気になる情報は、保護者に連絡し、情報共有を図り連携して指導にあたる。(随時)

(6) 教職員一人一人が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。(4月職員会、現職研修)

## 5 いじめ未然防止・早期発見・早期対応のための方策

月	取 組 内 容
4月	いじめ防止基本方針を PTA 総会で保護者に説明し HP に掲載 <input type="checkbox"/> 「生活振り返り表」実施
5月	対策委員会①・学校評議員会でいじめ防止基本方針の説明 <input type="checkbox"/> 「上中人権宣言の確認」
6月	教育相談の実施・生徒会による人権を考える取組 ・ 保護者アンケート①
7月	情報モラルについての研修 1 (生徒)・三者懇談の実施・教職員による「自校評価」
8月	校内職員研修 (QU 分析・いじめ防止・教育相談・特別支援等)
9月	教育相談の実施, 生活振り返り表による前期の実態確認, 保護者アンケート②
10月	学校だより・HP による前期の取組の経過報告
11月	生徒会による「人権集会」に向けた取組 (執行部・各委員会)
12月	「人権集会」の開催(ひびき合いの日), 教育相談の実施, 教職員による「自校評価」 情報モラルについての研修 2 (生徒)
1月	対策委員会② (現状報告と対策についての評価)
2月	教職員による「自校評価」のまとめ(1年間), 保護者アンケート③
3月	学校関係評価者委員・学校評議員による「学校評価」の公表 (HP 等)

※校内関係者のみによる校内委員会は、4月当初から随時実施する

## 6 いじめ問題発生時の対応

問題に対して、「いじめ防止対策委員会」で方針を確認し、学年や全校の教職員で役割を明確にした組織的な対応をする。

- (1) いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、委員会の方針（管理職の指導）に従って、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認できた（或いは疑いがある）場合には、被害者の気持ちに寄り添い、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- (3) いじめの指導状況を大垣市教育委員会に随時報告し、連携した指導に努める。
- (4) 事実に基づき、いじめた側・いじめられた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒の指導にあたる。（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- (5) いじめた生徒には、被害者の苦しみを理解させ、反省と謝罪をさせる。
- (6) いじめが傷害や恐喝などの重大な被害がある場合は、被害者の保護者と相談の上、警察等に通報し、適切な援助を求める。
- (7) いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ本人を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた取組を行う。
- (8) ネットトラブル（PC・スマホ）については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて関連機関等と連携して解決にあたる。
- (9) 必要に応じて、大垣市教育委員会教育総合研究所や大垣市いじめサポートチーム等の協力を求めて指導にあたる。

## 7 重大事態と判断された場合の対応

いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時、いじめにより生徒が相当な期間にわたり、学校を連続して欠席することを余儀なくされる場合があると認められる時については、下記の対応をします。

- ・大垣市教育委員会に速やかに報告を入れるとともに、教育委員会の指導の下、学校いじめ防止対策委員会が中心となって、事実関係を明らかにする調査を行います。
- ・上記調査の結果について、教育委員会に報告するとともに、関係者の個人情報に十分配慮しながら、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供します。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じる恐れのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求めます。
- ・調査結果をもとに教育委員会の助言のもとに、いじめを受けた生徒への支援を行うとともに、保護者とも連携し心のケアに努めます。

## 8 保護者の役割

- ・日頃から、子供との対話を心掛け、子供の変化や悩み等について親子で話し合ったり、学校に相談したりするなどしながら、子どもへの支援に努めます。
- ・保護者として、いじめを正しく認識するとともに、子どもに対していじめは許されない行為であることを説明し、十分に理解させるように努めます。
- ・我が子の周囲でいじめが疑われるような情報を得たときは、安易に判断せず、我が子にも無関心な立場を取らせるのではなく、深刻ないじめに発展しないよう、止める勇気をもつことや学校に相談することなどを助言するよう努めます。
- ・いじめが疑われるような場面を見た時には、その場で一声かけるよう努めるとともに、学校等に情報を提供するように心掛けます。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者としての責任の取り方を我が子に示すよいチャンスととらえ、被害者の生徒・保護者に謝罪するとともに、帰宅後には、改めて我が子に事の重大さを諭すことに心掛けます。
- ・我が子がいじめを受けた場合には、学校等とも相談しながら、子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えることができるように支援します。
- ・日頃から携帯電話やスマートフォン等の正しい使用について、親子で話し合いをもち、ネット上へ誹謗・中傷などを絶対にしない約束づくりに努めます。

## 9 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見の取組に関する事
- (2) いじめの再発を防止するための取組について

## 10 個人情報等の取り扱い

- (1) 個人調査（生活ふり返り表（心のアンケート）等）について
  - ・いじめ問題の再調査が必要となった場合に備えて、「生活ふり返り表」は卒業時まで3年間保存する。
- (2) いじめによる重大事態に発展した場合は、アンケート調査等の結果が調査資料として重要になることから、5年間保存する。